

## 「給付型奨学金」創設を含めた奨学金制度の充実等を求める意見書(案)

政府が閣議決定をした「1億総活躍プラン」は、返済不要「給付型奨学金」創設の検討方針が盛り込まれたとのことである。

近年、大学の学費高騰と雇用環境の悪化による家計収入の低下により、奨学金制度利用者は年々増加している。現在、大学学部生の約50%、院生の60%以上が何らかの奨学金制度を利用、そのうち大半が「独立行政法人日本学生支援機構」の奨学金を利用している。しかし、利用者が増加する一方、返済金の延滞者も増加している。同機構の貸与型奨学金の2011年度末での延滞額は876億円、延滞者数は33万人、3か月以上延滞している者のうち、46%は非正規労働者ないし職のない者とされ、年収300万円未満の者は83.4%にものぼる。同機構は返済金の回収強化を図っているが、延滞利息の高さや債権回収会社による過酷な債権回収は社会的な問題ともなっている。

子供の教育にかかる費用は、憲法第26条、同14条、子どもの権利条約第28条の観点から、個人ではなく社会全体で負担すべきである。また、国際人権社会権規約13条2の(b)(c)項「中等教育および高等教育の漸進的無償化」条項に鑑み、高等教育の無償化は国際的責務であると考え。OECD加盟国中、大学の学費が有償で、かつ、ほとんどが貸与型奨学金に頼っているのはわが国だけである。また、高等教育への公財政支出の対GDP比は、OECD加盟国中最下位であり、加盟国平均の半分以下である。予算の裏付けのある給付型奨学金制度の導入を速やかに目指すべきであり、下記事項を求める。

### 記

1. 国は、高校生を対象とした給付型奨学金制度の拡充と大学生・院生を対象とした給付型奨学金制度を速やかに創設すること。
2. 日本学生支援機構は、無利子奨学金（第一種）を充実させ、延滞利息を更に引き下げる。また返済に関する救済制度の周知拡充を図ること。
3. 国は、高等教育学費の引き下げ・無償化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

千葉県議会議長

内閣総理大臣  
文部科学大臣あて